

違反是正事例（事例 3－5）

テーマ < 違反処理中に名あて人が変更した遡及対象物の違反処理 平成21年 >

- ▶ 違反処理の途中に、名あて人が変更し、継続していた違反事項を知らないとして、設置の期間猶予の申出があり、また、質問調書の訂正を求められた違反処理の事例。

防火対象物の概要

- | | | |
|-----|--------|---|
| (1) | 用 途 | 複合用途（16 項イ） |
| (2) | 構造・規模 | 耐火造 地上 3 階 |
| | | 建築面積 218.77 m ² 延べ面積 635.62 m ² |
| (3) | 収容人員 | 45 名 |
| (4) | 消防用設備等 | 消火器 |

			平成 14 年立入検査時 (16 項イ)		
塔屋	住宅				8.36 m ²
3 階	事務所				200.02 m ²
2 階	店舗				213.62 m ²
1 階					213.62 m ²
屋内階段		屋外階段			

1. 違反処理の概要

(1) 建築当時（昭和 52 年 11 月 5 日）の状況（16 項ロ）

- ① 建物所有者：A 商事株式会社 代表取締役 B
- ② 管理権原者：1 階 倉庫 C（個人） 2 階 D 有限会社代表取締役 E
3 階 B の個人住居

昭和 53 年 5 月 23 日～平成 12 年 6 月 18 日まで計 12 回の立入検査を実施し不備事項なし。

(2) 平成 14 年 6 月 27 日 立入検査時の状況（16 項イ）

- ① 建物所有者：A 商事株式会社 代表取締役 B
- ② 管理権原者：1 階 物品販売店舗 H（個人） 2 階 I 有限会社代表取締役 J
3 階 B の個人住居

16 項イに用途変更されているのを確認したため、A 商事株式会社代表取締役 B あて次の項目について立入検査結果通知書を交付した。

- ① 誘導灯未設置（消防法第 17 条第 1 項）
- ② 防火管理者未選任未届出（消防法第 8 条第 1 項・第 2 項）

- ③ 消防計画未作成未届出（消防法第8条第1項）
 - ④ 共同防火管理協議事項未作成未届出（消防法第8条の2第1項・第2項）
- (3) 平成15年9月9日 立入検査
- 前回の不備事項は改修されていないのを確認したため、A商事株式会社代表取締役Bあて前回と同様の項目について立入検査結果通知書を交付した。
- なお、平成17年10月1日までに建物全体に自動火災報知設備を設置するようA商事株式会社代表取締役Bあて事前通知を行った。
- (4) 平成17年12月14日 立入検査
- 自動火災報知設備が設置されていないこと及び前回の不備事項が改修されていないのを確認したため、A商事株式会社代表取締役Bあて次の項目について立入検査結果通知書を交付し、改修（計画）報告書の提出を求めるも、その後に改修計画書の提出はなかった。
- ① 自動火災報知設備未設置（消防法第17条第1項）
 - ② 誘導灯未設置（消防法第17条第1項）
 - ③ 防火管理者未選任未届出（消防法第8条第1項・第2項）
 - ④ 消防計画未作成未届出（消防法第8条第1項）
 - ⑤ 共同防火管理協議事項未作成未届出（消防法第8条の2第1項・第2項）
- (5) 平成18年11月8日 立入検査
- 前回の不備事項が改修されていないのを確認したため、A商事株式会社代表取締役Bあて前回（17年）と同様の項目について立入検査結果通知書を交付し、改修（計画）報告書の提出を求めるも、改修（計画）報告書の提出はなかった。
- (6) 平成20年2月25日 立入検査
- 前回の不備事項が改修されていないのを確認したため、A商事株式会社代表取締役Bあて前回（18年）と同様の項目について立入検査結果通知書を交付し、改修（計画）報告書の提出を求めるも、改修（計画）報告書の提出はなかった。
- (7) 平成20年4月18日 質問聴取
- 改修（計画）報告書が提出されないことから、是正意思を確認するため、A商事株式会社代表取締役Bに任意出頭を求め質問聴取を行ったが、是正する意思をみせなかった。
- (8) 平成20年4月23日 警告書交付
- 上記(4)の不備事項について、A商事株式会社代表取締役Bに警告書を交付した。
- なお、自動火災報知設備の設置期限を平成20年7月31日までとした。
- (9) 平成20年8月4日 所有者の変更
- 警告事項が履行されないため命令書の交付準備をしていたところ、A商事株式会社代表取締役Bから建物をF商事株式会社代表取締役Gに売却したとの電話連絡があった。
- (10) 平成20年8月5日 所有者変更後の立入検査（改修報告提出期限：8月29日）
- F商事株式会社代表取締役Gあて、上記(4)の違反事項の項目について、立入検査結果通知書を交付（用途の変更なし）し、改修（計画）報告書の提出を求めた。
- ① 建物所有者：F商事株式会社 代表取締役 G
 - ② 管理権原者：1階 店舗H（個人） 2階 I有限会社代表取締役J
3階 Gの個人住居

(11) 平成 20 年 9 月 8 日 質問聴取

改修（計画）報告書の提出がないことから、F 商事株式会社代表取締役 G に任意出頭を求め、質問聴取を行った。

この際、F 商事株式会社代表取締役 G は、次のとおり述べた。

質問調書概要

- 1, 自動火災報知設備及び誘導灯の設置が必要であることを前所有者からは聞いておらず、平成 20 年 8 月 5 日の立入検査時に初めて知った。
- 2, 自動火災報知設備の設置について、法令改正に伴う施行日から経過措置が 2 年あったのだから、平成 22 年 8 月末まで設置を待ってほしい。

作成した質問調書を G に読み聞かせしたところ、訂正の申し立てがあったため訂正を行ったところ、「手書きの訂正はいやだ。パソコンで作成しているので、訂正後のものを打ち出してほしい。そうしてくれなければ、署名もしないし印鑑も押さない。」と述べたため、訂正後の質問調書を打ち出し、再度読み聞かせた。

すると、再度訂正の申し立てがあったため、パソコンで再修正したものを打ち出し、読み聞かせ、署名押印した。

(12) 平成 20 年 9 月 16 日 警告書交付設置（期限：平成 20 年 11 月 30 日）

ア F 商事株式会社代表取締役 G に改修の意思が認められず、また、合理的な違反処理を留保する理由がないこと。

イ 本建物は、自動火災報知設備の設置が必要となってから、3 年が経過しようとしていること。

ウ 前所有者に対し警告を行っており、命令の発動準備中に所有者が変更となったこと。

以上のことから、即時に違反処理を行う必要があることから、F 商事株式会社代表取締役 G を名あて人とし、次の不備事項について警告書を交付した。

- ① 自動火災報知設備未設置（消防法第 17 条第 1 項）
- ② 誘導灯未設置（消防法第 17 条第 1 項）
- ③ 防火管理者未選任未届出（消防法第 8 条第 1 項・第 2 項）
- ④ 消防計画未作成未届出（消防法第 8 条第 1 項）
- ⑤ 共同防火管理協議事項未作成未届出（消防法第 8 条の 2 第 1 項・第 2 項）

(13) 平成 20 年 12 月 10 日 改修計画書提出、違反処理の留保

警告事項が履行されないため命令書の交付の準備をしていたところ、F 商事株式会社代表取締役 G から改修（計画）報告書（自動火災報知設備及び誘導灯の改修予定日：平成 21 年 2 月末日）が提出されたため、命令書の交付を留保した。

(14) 平成 21 年 1 月 20 日 防火管理関係の届出

防火管理者選任届出書、消防計画作成届出書、共同防火管理協議事項が届出された。

2. 違反処理の完結

平成 21 年 2 月 20 日 自動火災報知設備及び誘導灯の完成検査実施し、違反処理完結

(事例 3-5) グループ検討

テーマ < 違反処理中に名あて人が変更した遡及対象物の違反処理 平成21年 >

1. 査察体制について

昭和 53 年から平成 12 年まで違反の指摘事項はありませんでした。しかし、平成 14 年の用途変更に伴う自動火災報知設備の遡及等が加わってからの平成 14 年から平成 20 年 2 月までの改修指導について、どのように考えますか、検討してください。

2. 違反途中の名あて人の変更について

売却による名あて人の変更があったが、その際の対応として、立入検査や指導方法などについて、本事例を参考に検討してください。

3. 質問調書の作成について

質問聴取にあたり、聴取内容や留意事項について、違反処理標準マニュアル等を参考に確認してください。また、質問聴取の際の具体的なやり方についても、本事例のような訂正の申し出などのケースも踏まえて検討してください。

4. 命令の留保について

警告書の交付時に期限を約 2 ヶ月先としましたが、その履行期限を過ぎて提出された改修(計画)報告書を受け、命令への移行を留保したことについて、検討してください。

アドバイザーが付加提示した課題の検討及びその他、グループで意見が出た内容

(次のページは、違反処理時の質問要領を「消防予防概論 第2巻 防火査察 第3章第2節違反処理標準マニュアルの補足事項」から引用しました。)

第3章 違反処理の実施要領

第2 質問調書の記載要領

① 人定に関する事項

最初に聴取すべき録取事項は、被質問者の人定に関する事項である。

- (1) 氏名
- (2) 年齢
- (3) 住所
- (4) 本籍

② 基礎的調査事項

被質問者の個人的な状況、具体的には学歴、職歴、資格など違反事実に対する知識や認識があることを示すために聴取する。

- (1) 学歴
- (2) 職歴
- (3) 資格

③ 会社（法人）の組織などに関する事項

消防法令違反の多くは、会社の業務遂行に伴って発生している。したがって、違反に対する責任の所在を特定するためには被質問者の勤務する会社（法人）の組織、管理監督系列、権限、業務内容などを明らかにする必要がある。これらの事項は、違反事実の社会的な影響の度合いを評価し、違反事実の広がりや両罰規定（消防法第45条）について検討を加えるためにも重要な事項である。

(1) 法人の所在

本店の所在を記載する。なお、後日、法人の登記事項証明書等により確認しておく。また、会社の規模を把握する資料として、営業所の数やその所在も聴取する。

(2) 代表者

法人の代表者の氏名、年齢を聴取する。この場合も、法人の登記事項証明書等で確認する。また、代表取締役の他に、工場長などの責任者がいる場合には、その者についても氏名などを明らかにしておく。

(3) 業務

法人の主たる業務について明らかにする。違反事実と会社の業務との関わりについて調査する際の重要な資料となる。

(4) 規模

会社の組織や従業員数、資本金や収益状況、経営状態、主な取引先や原料などの仕入れ先などについて聴取し、違反の社会的影響度を推し量る基礎資料とする。

④ 違反立証に必要な事項

(1) 違反の構成要件事実については、適用となる違反条文ごとに、その構成要件に照らして、事実を記載する。例えば、消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置命令違反（消防法第17条の4第1項命令違反）の場合は、消防法第17条第1項違反の事実、命令権者から命令を受けた事実、命令の内容を理解していること、命令不履行の事実である。

(2) 違反に至った経過

(3) 違反事実の認識

(4) 違反に伴う危険性の認識

(5) 違反を是正しない理由

(6) 違反を行った事についての反省